

## 災害（さいがい）で 被害（ひがい）を 受（う）けた人（ひと） への 支援（しえん）

◎ 地震（じしん）や 風（かぜ）、水（みず）などの 災害（さいがい）で 被災（ひさい）した人（ひと）が 早（はや）く いつもの生活（せいかつ）が できるように 宇都宮市（うつのみやし）では 支援（しえん）を 行（おこな）っています。

※問（と）い合（あ）わせするところの 電話番号（でんわばんごう）は、市外局番（しがいきょくばん）「028」を 省略（しょうりゃく）しています。

### 1 生活一般（せいかついっぱん）

制度（せいど）の種類（しゅるい）	支援（しえん）の種類（しゅるい）	対象（たいしょう）・内容（ないよう）	用意（ようい）する書類（しゅるい）	問（と）い合（あ）わせするところ
<p>り災証明書（さいしょうめいしょ）の発行（はっこう）</p> <p>※家（いえ）が 壊（こわ）れた人（ひと）の ための 書類（しゅるい）</p>	証明発行（しょうめいはっこう）	<p>災害（さいがい）で 家（いえ）や 建物（たてもの）などが 壊（こわ）れたときは、市（し）に 電話（でんわ）などで 連絡（れんらく）をします。後日（ごじつ）、市職員（ししょくいん）が 壊（こわ）れているところや 壊（こわ）れている物（もの）を確認（かくにん）・調査（ちょうさ）し、「り災台帳（さいだいちょう）」に 登録（とうろく）したあと、その内容（ないよう）を 証明（しょうめい）する 書類（しゅるい）を 出（だ）します。</p> <p>※壊（こわ）れているところや 壊（こわ）れている物（もの）が わかる写真（しゃしん）を 撮影（さつえい）しておきます。</p>	<p>・本人確認（ほんにんかくにん）ができるもの</p> <p>※運転免許証（うんでんめんきょしょう）や 在留（ざいしゅう）カードなど</p> <p>・委任状（いにんじょう）</p> <p>※代（か）わりの人（ひと）が 申込（もうしこ）みをする場合（ばあい）</p>	<p>【被害（ひがい）のある 家（いえ）や 建物（たてもの）の 調査（ちょうさ）】</p> <p>資産税課（しさんぜいか） (632) 2253～2257</p> <p>【証明書（しょうめいしょ）の 発行（はっこう）】</p> <p>市民課（しみんか） (632) 2265・2267</p> <p>各地区市民（かくちくしみん）センター 各出張所（かくしゅつちょうじょ）</p>
<p>水（みず）の 災害（さいがい）にあったときの 衛生対策（えいせいたいさく）と 消毒（しょうどく）の 相談（そうだん）</p>	現物支給（げんぶつしきゅう）	<p>【対象（たいしょう）】</p> <p>大雨（おおあめ）などで 家（いえ）や 建物（たてもの）などに 水（みず）が 入（はい）った人（ひと）</p> <p>【内容（ないよう）】</p> <p>・水（みず）に 浸（ひた）った 床（ゆか）や 壁（かべ）、家具（かぐ）、食器（しょっき）などの 消毒（しょうどく）の やり方（かた）や 消毒薬（しょうどくやく）などの 相談（そうだん）</p> <p>・下水道（げすいどう）や トイレから あふれた水（みず）などで 病気（びょうき）になる 恐れ（おそ）れがあるときの 相談（そうだん）</p>	<p>・相談（そうだん）したい人（ひと）は 電話（でんわ）してください。</p>	<p>保健所保健予防課（ほけんじょほけんよぼうか） (626) 1114</p>
<p>災害見舞金（さいがいみまいきん）</p> <p>※災害（さいがい）で けがをしたり 家（いえ）が 壊（こわ）れたりした人（ひと）が 市役所（しやくしよ）から もらえるお金（かね）</p>	給付・還付（きゅうふ・かんぷ）	<p>【対象（たいしょう）】</p> <p>・災害（さいがい）で 亡（な）くなられた人（ひと）と 一緒（いっしょ）に 住（す）んでいた 遺族（いぞく）、災害（さいがい）の 大（おお）きな怪我（けが）で 1か月以上（げついじょう）の 治療（ちりょう）を 受（う）ける 必要（ひつよう）がある人（ひと）</p> <p>・災害（さいがい）で 生活（せいかつ）する 家（いえ）に 被害（ひがい）があった 世帯主（せたいぬし）</p> <p>※世帯主（せたいぬし）…家（いえ）を 代表（だいひょう）する人（ひと）</p> <p>・水（みず）の 災害（さいがい）で 汲（く）み取（と）り式（しき）の トイレの 掃除（そうじ）が必要（ひつよう）になった 世帯主（せたいぬし）</p> <p>※自分（じぶん）の お金（かね）で 掃除（そうじ）をした場合（ばあい）</p> <p>【内容（ないよう）】</p> <p>被害（ひがい）の 内容（ないよう）に 対応（たいおう）した 見舞金（みまいきん）を 支給（しきゅう）します。</p> <p>・死亡者（しぼうしゃ）1人（ひとり）＝10万円（まんえん）、大（おお）きな怪我（けが）をした人（ひと）1人（ひとり）＝5万円（まんえん）</p> <p>・全壊（ぜんかい）・全焼（ぜんしょう）・流出（りゅうしゅつ）・埋没（まいぼつ）、1戸（こ）＝10万円（まんえん）</p> <p>半壊（はんかい）・半焼（はんしょう）・半埋没（はんまいぼつ）・床上浸水（ゆかうえんすい）、1戸（こ）＝5万円（まんえん）</p> <p>・床上浸水（ゆかうえんすい）または 一部損壊（いちぶそんかい）（特定（とくてい）の 災害（さいがい）に 限（かぎ）ります）、1戸（こ）＝1万円（まんえん）</p>	<p>・宇都宮市（うつのみやし）が 行（おこな）う 被害調査（ひがいちょうさ）を 参考（さんこう）にし、対象者（たいしょうしゃ）に 連絡（れんらく）をします。</p> <p>※申込書（もうしこみしょ）などは ありません。</p>	<p>生活安心課（せいかつあんしんか） (632) 2819</p>
<p>災害（さいがい）で 出（で）た 廃棄物（さいがいはいきぶつ）の 収集（しゅうしゅう）</p>	サービス	<p>床上浸水（ゆかうえんすい）などにより ごみになった 家（いえ）の 家具（かぐ）や 大雨（おおあめ）で 家（いえ）に 流（なが）れてきた たくさんのごみが あったら、市（し）に 電話（でんわ）すると ごみを 集（あつ）めます（事業系（じぎょうけい）ごみを 除（のぞ）く）</p>	<p>・なし</p>	<p>ごみ減量課（げんりょうか） (632) 2423</p>
<p>総合相談（そうごうそうだん）</p>	サービス	<p>【対象（たいしょう）】</p> <p>被災（ひさい）した人（ひと）など</p> <p>【内容（ないよう）】</p> <p>・災害（さいがい）の 問（と）い合（あ）わせや 相談（そうだん）</p> <p>・関係（かんけい）する 機関（きかん）や 団体（だんたい）への 案内（あんない）</p>	<p>・なし</p>	<p>広報広聴課（こうほうこうちょうか） (632) 2835</p> <p>【平日（へいじつ）】</p> <p>午前（ごぜん）8:30～午後（ごご）5:15</p> <p>※上（うえ）の 時間（じかん）以外（い）は コールセンター（632）2222へ 電話（でんわ）してください。</p>

健康相談（けんこうそうだん）	サービス	【対象（たいしょう）】 健康（けんこう）が 心配（しんぱい）な人（ひと） 【内容（ないよう）】 健康（けんこう）についての 相談（そうだん）	・なし	・保健（ほけん）センター （627）6666 ・市役所（しやくしょ）2階（かい）保健福祉総務課（ほけんふくしそむか）（宇都宮市役所内（うつのみやしやくしょない）、宝木（たからぎ）、豊郷地区（とよさとちく）） （632）2941 ・平石地区市民（ひらいしちくしみん）センター（平石（ひらいし）、清原（きよはら）、瑞徳野地区（みずほのちく）） （661）2369 ・富屋地区市民（とよさとちくしみん）センター（城山（しろやま）、国本（くにもと）、富屋（とみや）、篠井地区（しのいちく）） （665）3698 ・姿川地区市民（すがたがわちくしみん）センター（陽南（ようなん）、横川（よこかわ）、姿川（すがたがわ）、雀宮地区（すずめのみやちく）） （645）4535 ・河内地区市民（かわちちくしみん）センター（上河内（かみかわち）、河内地区（かわちちく）） （671）3205
土（ど）のうの 無料配布（むりょうはいふ）  ※土（ど）のう…土（つち）が入（はい）っている袋（ふくろ）。水（みず）や 土（つち）が 移動（いどう）することを 防（ふせ）ぎます。	現物支給（げんぶつしきゅう）	【対象（たいしょう）】 浸水（しんすい）の 被害（ひがい）を 減（へ）らすために 「土（ど）のう」が 欲（ほ）しい人（ひと） 【内容（ないよう）】 ・1世帯（せたい）で 10～20袋（ふくろ）（自分（じぶん）で 配布（はいふ）しているところに 取（と）りに 行（い）きます。）	・なし	都市基盤保全（としきばんほぜん）センター （661）0057 各消防署（かくしょうぼうしょ）・各分署（かくぶんしょ） 各地区市民（かくちくしみん）センター
学校（がっこう）の 用品（ようひん）の 給与（きゅうよ）	現物支給（げんぶつしきゅう）	【対象】 家（いえ）の全壊（ぜんかい）、半壊（はんかい）、または 床上浸水（ゆかうえしんすい）で 学校（がっこう）の 用品（ようひん）を 使（つか）うことができず、勉強（べんきょう）するのに 困（こま）っている市立（しりつ）小・中学校（しょう・ちゅうがっこう）の 子（こ）ども 【内容（ないよう）】 教科書（きょうかしょ）や 文房具（ぶんぼうぐ）などの 学校（がっこう）の 用品（ようひん）を 現物（げんぶつ）で 支給（しきゅう）します。	・希望（きぼう）する人（ひと）は、電話（でんわ）で 通（かよ）っている 自分（じぶん）の 小・中学校（しょう・ちゅうがっこう）に 相談（そうだん）してください。	学校管理課（がっこうかんりか） （632）2708 ※市立以外（しりつがい）（私立（しりつ）・県立（けんりつ）など）の 学校（がっこう）に 通（かよ）っている 子（こ）どもは、通（かよ）っている 自分（じぶん）の 学校（がっこう）に 電話（でんわ）してください。
外国人相談（がいこくじんそうだん）	サービス	【対象（たいしょう）】 外国人（がいこくじん）で 生活（せいかつ）や 被災（ひさい）して 困（こま）っている人（ひと） 【内容（ないよう）】 ・生活（せいかつ）や 災害（さいがい）の 相談（そうだん） ・関係（かんけい）する 機関（きかん）や 団体（だんたい）の 案内（あんない）	・なし	国際交流（こくさいこうりゅう）プラザ （616）1563・1564 【受付時間（うけつけじかん）】 午前（ごぜん）10:00～午後（ごご）8:00 ※ポルトガル語（ご）や スペイン語（ご）、英語（えいご）、中国語（ちゅうごくご）、タイ語（ご）、ベトナム語（ご）で 相談（そうだん）したい人（ひと）は 言語（げんご）ごとに 曜日（ようび）や 時間（じかん）などが 違（ちが）います。 事前（じぜん）に 電話（でんわ）などで 聞（き）いてください。

## 2 住宅（じゅうたく）関係（かんけい）

制度（せいど）の種類（しゅるい）	支援（しえん）の種類（しゅるい）	対象（たいしょう）・内容（ないよう）	用意（ようい）する書類（しゅるい）	問（と）い合（あ）わせするところ
市営住宅（しえいじゅうたく）の り災入居（さいにゅうきよ）	一時使用許可（いちじしゅうきよか）	【対象（たいしょう）】 火（ひ）や 水（みず）などの 災害（さいがい）で 住（す）んでいた 家（いえ）に 住（す）めなくなり、困（こま）っている人（ひと） 【住（す）める期間（きかん）】 申込（もうしこ）みの日（ひ）から 6か月以内（げついない）	・申込書（もうしこみしょ） ・り災証明書（さいしょうめいしょ） ・誓約書（せいやくしょ） ・世帯全員（せたいぜんいん）の 住民票（じゅうみんひょう）	住宅政策課（じゅうたくせいさくか） （632）2553
浄化槽（じょうかそう）設置費（せっちひ）補助金（ほじょきん）	助成・補助（じょせい・ほじょ）	【対象（たいしょう）】 専用住宅（せんようじゅうたく）などで 災害（さいがい）で 浄化槽（じょうかそう）が 壊（こわ）れて、新（あたらしい）浄化槽（じょうかそう）を 設置（せっち）する人（ひと） ※対象地区（たいしょうちく）、補助（ほじょ）の 条件（じょうけん）が あります。 【内容（ないよう）】 浄化槽本体（じょうかそうほんたい）の 設置工事（せっちこうじ）にかかった費用（ひよう）の一部（いちぶ）を 補助（ほじょ）します。	・申込書（もうしこみしょ） ・建物（たてもの）の 平面図（へいめんず） ・設置工事費用（せっちこうじひよう）の見積書（みつもりしょ）など	水質管理課（すいしつかんりか） （633）2001
仮設建築物（かせつけんちくぶつ）への 制限（せいげん）の 緩和（かんわ）	その他（た）	【対象（たいしょう）】 災害（さいがい）が あってから 1か月以内（げついない）に 工事（こうじ）を 始（はじ）める 応急仮設建築物（おうきゅうかせつけんちくぶつ）など ※市（し）が 決（き）めた 区域（くいき）のみ（防火地域（ぼうちちいき）は対象（たいしょう）になりません） ※応急仮設建築物（おうきゅうかせつけんちくぶつ）…災害（さいがい）を受（う）けた人（ひと）が 自分（じぶん）で 使（つか）うために 建築（けんちく）するもので、延（の）べ面積（めんせき）が 30㎡以内（いない）のもの 【内容（ないよう）】 建築基準法令（けんちくきじゅんほうれい）の 規定（きてい）が 適用（てきよう）されない	・申込書（もうしこみしょ）などは ありません ※ただし、工事（こうじ）が 終（お）わったあと 3か月（げつ）を超（こ）えて 建築物（けんちくぶつ）を 保（たも）とうとするときは 許可（きよか）をとる申込（もうしこ）みが 必要（ひつよう）となります。	建築指導課（けんちくしどうか） （632）2577

3 減免（げんめん）など ※お金（かね）を 安（やす）くすること

制度（せいど）の種類（しゅるい）	支援（しえん）の種類（しゅるい）	対象（たいしょう）・内容（ないよう）	用意（ようい）する書類（しゅるい）	問（と）い合（あ）わせするところ
<p>市民税（しみんぜい）・県民税（けんみんぜい）の減免（げんめん）</p> <p>※市（し）や 県（けん）に 払（は）らう税金（ぜいきん）</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】</p> <p>住（す）んでいる家（いえ） または 家具（かぐ）などの 損害（そんがい）の金額（きんがく）（保険金（ほけんきん）などの 補填分（ほてんぶん）を 除（のぞ）く）が、その家（いえ） または 家具（かぐ）などの 価格（かかく）の 30%以上（いじょう）であり、前年（ぜんねん）の 合計所得金額（ごうけいしょとくきんがく）が 1,000万円以下（まんえんいか）で 税金（ぜいきん）の 支払（しはら）いが 難（むずか）しい人（ひと）</p> <p>※本人（ほんにん） または その扶養親族（ふようしんぞく）が 持（も）っている 家（いえ） または 家具（かぐ）などの 場合（ばあい）のみ</p> <p>※扶養親族（ふようしんぞく）…生活（せいかつ）を 養（やしな）う家族（かぞく）</p> <p>【内容（ないよう）】</p> <p>法律（ほりつ）と 条例（じょうれい）などにより、実態（じったい）に 応（おう）じて 減免（げんめん）します。</p>	<p>・市民税（しみんぜい）・県民税（けんみんぜい）減免申請書（げんめんしんせいしょ）</p>	<p>市民税課（しみんぜいか） (632) 2233・2221・2214・2217</p>
<p>固定資産税（こていしさんぜい）の減免（げんめん）</p> <p>※土地（とち）や 家（いえ）、償却資産（しょうきやくしさん）などを 持（も）っている人（ひと）が 払（は）らう 税金（ぜいきん）</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】</p> <p>持（も）っている家（いえ）や 建物（たてもの）に ひどい被害（ひがい）（半壊以上（はんかいいじょう））を 受（う）けた人（ひと）</p> <p>【内容（ないよう）】</p> <p>法律（ほりつ）と 条例（じょうれい）などにより、実態（じったい）に 応（おう）じて 減免（げんめん）します。</p>	<p>・固定資産税減免申請書（こていしさんぜいげんめんしんせいしょ）</p>	<p>資産税課（しさんぜいか） (632) 2253～2257</p>
<p>国民健康保険（こくみんけんこうほけん）の 医療費（いりょうひ）一部負担金（いちぶふたんきん）の 免除（めんじょ）</p> <p>※免除…お金（かね）を 払（は）らわないこと</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】</p> <p>①～⑤のうち、どれかに 当（あ）てはまる人（ひと）</p> <p>①住（す）んでいる家（いえ）の 全半壊（ぜんはんかい）、全半焼（ぜんはんしょう）、床上浸水（ゆかうえしんすい） または 同（おな）じような 被害（ひがい）にあった人（ひと）</p> <p>②生計維持者（せいけいいじしゃ）が 死亡（しぼう）または ひどいけがや ひどい病気（びょうき）になった人（ひと）</p> <p>③生計維持者（せいけいいじしゃ）の いる場所（ばしょ）が 分（わ）からない人（ひと）</p> <p>④生計維持者（せいけいいじしゃ）の 仕事（しごと）が 廃止（はいし） または 休止（きゅうし）している人（ひと）</p> <p>⑤生計維持者（せいけいいじしゃ）が仕事（しごと）を 失（うしな）い、現在（げんざい） 収入（しゅうにゅう）がない人（ひと）</p> <p>【内容（ないよう）】</p> <p>・病院（びょういん）の 支払（しはら）いの 免除（めんじょ）・減額（げんがく）</p> <p>・上（うえ）に 書（か）いてある 要件（ようけん）のほか 預金調査（よきんちょうさ）も あります。</p>	<p>・減免申請書（げんめんしんせいしょ）</p>	<p>保険年金課（ほけんねんきんか） (632) 2316</p>
<p>国民健康保険（こくみんけんこうほけん）の 保険税（ほけんぜい）の減免（げんめん）</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】</p> <p>家（いえ） または 家具（かぐ）などの 損害（そんがい）の 金額（きんがく）（保険金（ほけんきん）などの 補填分（ほてんぶん）を 除（のぞ）く）が、その 価格（かかく）の 100分（ぶん）の30以上（いじょう）であり、前年（ぜんねん）の 合計所得金額（ごうけいしょとくきんがく）が 1,000万円以下（まんえんいか）の人（ひと）</p> <p>※被保険者（ひほけんしゃ） または その世帯主（せたいぬし）が 持（も）っている 家（いえ） または 家具（かぐ）の場合（ばあい）のみ</p> <p>※被保険者（ひほけんしゃ）…国民健康保険（こくみんけんこうほけん）保険者証（ほけんしゃしょう）を 使（つか）っている人（ひと）</p> <p>【内容（ないよう）】</p> <p>被災（ひさい）の 状況（じょうきょう）に 応（おう）じて 減免（げんめん）します。</p>	<p>・国民健康保険税（こくみんけんこうほけんぜい）減免申請書（げんめんしんせいしょ）</p> <p>・り災証明書（さいしょうめいしょ）</p>	<p>保険年金課（ほけんねんきんか） (632) 2320</p>
<p>後期高齢者医療制度（こうきこうれいしゃいりょうせいど）の 医療費（いりょうひ）一部負担金（いちぶふたんきん）の 免除（めんじょ）</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】</p> <p>①～⑤のうち、どれかに 当（あ）てはまる人（ひと）</p> <p>①住（す）んでいる家（いえ）の 全半壊（ぜんはんかい）、全半焼（ぜんはんしょう）、床上浸水（ゆかうえしんすい） または 同（おな）じような 被害（ひがい）にあった人（ひと）</p> <p>②生計維持者（せいけいいじしゃ）が 死亡（しぼう）または ひどいけがや ひどい病気（びょうき）になった人（ひと）</p> <p>③生計維持者（せいけいいじしゃ）の いる場所（ばしょ）が 分（わ）からない人（ひと）</p> <p>④生計維持者（せいけいいじしゃ）の 仕事（しごと）が 廃止（はいし） または 休止（きゅうし）している人（ひと）</p> <p>⑤生計維持者（せいけいいじしゃ）が仕事（しごと）を 失（うしな）い、現在（げんざい） 収入（しゅうにゅう）がない人（ひと）</p> <p>【内容（ないよう）】</p> <p>・病院（びょういん）の 支払（しはら）いの 免除（めんじょ）・減額（げんがく）をします。</p>	<p>・減免申請書（げんめんしんせいしょ）</p>	<p>保険年金課（ほけんねんきんか） (632) 2333</p>

<p>後期高齢者医療制度（こうきこうれいしゃいりょうせいど）の加入者（かにゅうしゃ）の保険料（ほけんりょう）の減免（げんめん）</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】 家（いえ）または家具（かぐ）などの損害（そんがい）の金額（きんがく）（保険金（ほけんきん）などの補填分（ほてんぶん）を除（のぞ）く）が、その価格（かかく）の100分（ぶん）の30以上（いじょう）であり、前年（ぜんねん）の合計所得金額（ごうけいしよとくきんがく）が1,000万円以下（まんえんいか）の人（ひと） ※被保険者（ひほけんしゃ）またはその世帯主（せたいぬし）が持（も）っている家（いえ）または家具（かぐ）の場合（ばあい）のみ ※被保険者（ひほけんしゃ）…後期高齢者医療（こうきこうれいしゃいりょう）被保険者証（ひほけんしゃしよ）を使（つか）っている人（ひと） 【内容（ないよう）】 被災（ひさい）の状況（じょうきょう）に 応（お）じて 減免（げんめん）します。</p>	<p>・後期高齢者医療保険料減免申請書（こうきこうれいしゃいりょうほけんりょうげんめんしんせいしよ） ・災害（さいがい）などによる家（いえ）や家具（かぐ）などの財産（ざいさん）の被害（ひがい）に関（かん）する 申立書（もうしたてしよ） ・災害（さいがい）などによる家（いえ）や家具（かぐ）などの財産（ざいさん）の損害金額（そんがいきんがく）の内訳書（うちわけしよ） など</p>	<p>保険年金課（ほけんねんきんか） （632）2333</p>
<p>介護保険料（かいごほけんりょう）の減免（げんめん）</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象】 前年（ぜんねん）の所得（しよとく）が1,000万円以下（まんえんいか）の世帯（せたい）で、本人（ほんにん）または世帯主（せたいぬし）の家（いえ）や家具（かぐ）、その他（た）の財産（ざいさん）に ひどい損害（そんがい）があった人（ひと） 【内容（ないよう）】 被害（ひがい）の状況（じょうきょう）に 応（お）じて 減免（げんめん）します。</p>	<p>・介護保険料減免等申請書（かいごほけんりょうげんめんとうしんせいしよ） ・被災証明書（さいしよめいしよ） ・保険金（ほけんきん）や損害賠償額（そんがいばいしょうがく）がわかる書類（しよるい）</p>	<p>高齢福祉課（こうれいふくしか） （632）2907</p>
<p>ごみ処理手数料（しよりてすうりょう）の減免（げんめん）</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】 火災（かさい）、風（かぜ）、水（みず）の災害（さいがい）などで家（いえ）や建物（たてもの）に損害（そんがい）があった人（ひと） 【内容（ないよう）】 被害（ひがい）のあった家（いえ）や建物（たてもの）の建築廃材（けんちくはいざい）などのうち、清掃工場（せいそうこうじょう）での処理（しより）ができるごみについて 受入（うけい）れ、このうち、一般居住用（いっばんきよじゅうりょう）のごみは、処理手数料（しよりてすうりょう）を 減免（げんめん）します。</p>	<p>・一般廃棄物処理手数料減免申請書（いっばんはいきぶつしよりてすうりょうめんじよしんせいしよ） ・被災証明書（さいしよめいしよ）</p>	<p>廃棄物施設課（はいきぶつしせつか） （632）2666</p>
<p>保育料（ほいくりょう）の減免（げんめん）</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】 所得（しよとく）が1,000万円以下（まんえんいか）で、家（いえ）が半壊以上（はんかいいじょう）の損害（そんがい）があった人（ひと） 【内容（ないよう）】 被災（ひさい）した世帯（せたい）の保育料（ほけんりょう）を 減免（げんめん）します。</p>	<p>・保育費減免申請書（ほいくひげんめんしんせいしよ）</p>	<p>保育課（ほいくか） （632）2393・2394</p>
<p>児童扶養手当（じどうふようてあて）の所得制限（しよとくせいげん）の特例（とくれい）  ※児童扶養手当…18歳（さい）までの子（こ）どもをひとりて育（そだ）てている親（おや）が市役所（しやくしよ）からもらえるお金（おかね）。収入（しゅうにゆう）によって決（き）まります。 ※特例…特別（とくべつ）に認（み）とめること</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】 所得額（しよとくがく）が制限額（せいげんがく）を超（こ）えて、手当（てあて）の支給（しきゆう）が止（と）まっている人（ひと）で、被害額（ひがいがく）が家（いえ）や家具（かぐ）などの財産（ざいさん）の約（やく）2分（ぶん）の1以上（いじょう）の損害（そんがい）があった人（ひと） ※被害額（ひがいがく）から保険（ほけん）などの給付金（きゆうふきん）で補充（ほじゅう）された金額（きんがく）を除（のぞ）いて計算（けいさん）します。 【内容（ないよう）】 所得（しよとく）による手当（てあて）の支給停止（しきゆうていし）の解除（かいじよ） ※ただし、令和（れいわ）6年度（ねんど）に確認（か）くにんする令和（れいわ）5年（ねんど）の所得額（しよとくがく）が制限額（せいげんがく）を超（こ）えていたときは、手当（てあて）を返（かえ）す必要（ひつよう）があります。</p>	<p>・被災状況書（ひさいじょうきょうしよ）</p>	<p>子（こ）ども政策課（せいさくか） （632）2386</p>
<p>特別（とくべつ）障（しょう）がい者（しゃ）手当（てあて）の所得制限（しよとくせいげん）の特例（とくれい）  ※特例…特別（とくべつ）に認（み）とめること</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】 所得額（しよとくがく）が制限額（せいげんがく）を超（こ）えて、手当（てあて）の支給（しきゆう）が止（と）まっている人（ひと）で、被害額（ひがいがく）が家（いえ）や家具（かぐ）などの財産（ざいさん）の約（やく）2分（ぶん）の1以上（いじょう）の損害（そんがい）があった人（ひと） ※被害額（ひがいがく）から保険（ほけん）などの給付金（きゆうふきん）で補充（ほじゅう）された金額（きんがく）を除（のぞ）いて計算（けいさん）します。 【内容（ないよう）】 所得（しよとく）による手当（てあて）の支給停止（しきゆうていし）の解除（かいじよ） ※ただし、令和（れいわ）6年度（ねんど）に確認（か）くにんする令和（れいわ）5年（ねんど）の所得額（しよとくがく）が制限額（せいげんがく）を超（こ）えていたときは、手当（てあて）を返（かえ）す必要（ひつよう）があります。</p>	<p>・被災状況書（ひさいじょうきょうしよ）</p>	<p>障（しょう）がい福祉課（ふくしか） （632）2362</p>
<p>特別児童扶養手当（とくべつじどうふようてあて）・障（しょう）がい児福祉手当（じふくしてあて）の所得制限（しよとくせいげん）の特例（とくれい）  ※特例…特別（とくべつ）に認（み）とめること</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】 所得額（しよとくがく）が制限額（せいげんがく）を超（こ）えて、手当（てあて）の支給（しきゆう）が止（と）まっている人（ひと）で、被害額（ひがいがく）が家（いえ）や家具（かぐ）などの財産（ざいさん）の約（やく）2分（ぶん）の1以上（いじょう）の損害（そんがい）があった人（ひと） ※被害額（ひがいがく）から保険（ほけん）などの給付金（きゆうふきん）で補充（ほじゅう）された金額（きんがく）を除（のぞ）いて計算（けいさん）します。 【内容（ないよう）】 所得（しよとく）による手当（てあて）の支給停止（しきゆうていし）の解除（かいじよ） ※ただし、令和（れいわ）6年度（ねんど）に確認（か）くにんする令和（れいわ）5年（ねんど）の所得額（しよとくがく）が制限額（せいげんがく）を超（こ）えていたときは、手当（てあて）を返（かえ）す必要（ひつよう）があります。</p>	<p>・被災状況書（ひさいじょうきょうしよ）</p>	<p>子（こ）ども政策課（せいさくか） （632）2387</p>

<p>国民年金（こくみんねんきん）第1号被保険者（だい1ごうひほけんしゃ）の保険料（ほけんりょう）の免除（めんじょ）</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象】 家（いえ）や、家具（かぐ）、その他（た）の財産（ざいさん）の被害金額（ひがいきんがく）が、その価格（かかく）の約（やく）2分（ぶん）の1以上（いじょう）の損害（そんがい）があった人（ひと） 【内容（ないよう）】 国民年金保険料（こくみんねんきんほけんりょう）を免除（めんじょ）します。</p>	<p>・国民年金保険料免除（こくみんねんきんほけんりょうめんじょ）・納付猶予申請書（のうふゆうよしんせいしょ） ・被災状況届（ひさいじょうきょうとどけ）（その他（た）の被害（ひがい）の場合（ばあい）） ・その他（た）、必要（ひつよう）な書類（しょるい）がある場合（ばあい）があります。</p>	<p>保険年金課（ほけんねんきんか） (632) 2327</p>
<p>市奨学金（ししょうがくきん）・入学一時金（にゅうがくいちじきん）の返還猶予（へんかんゆうよ） ※返還猶予…お金を返（かえ）すのを待（ま）つこと</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】 市奨学金（ししょうがくきん）と 入学一時金（にゅうがくいちじきん）を返（かえ）している人で、災害（さいがい）の被害（ひがい）があり、返（かえ）すことが難（むずか）しい人（ひと） 【内容（ないよう）】 被災（ひさい）の状況（じょうきょう）に 応（おう）じて 返還（へんかん）を 猶予（ゆうよ）します。</p>	<p>・猶予願（ゆうよねがい） ・被災証明書（さいしょうめいしょ）（宇都宮市内（うつのみやしんない）で被災（ひさい）した人（ひと）は ありません）</p>	<p>教育企画課（きょういくきかくか） (632) 2705</p>
<p>マイナンバーカードなどの再交付手数料（さいこうふてすうりょう）の減免（げんめん）</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】 マイナンバーカードを失（な）くした 宇都宮市（うつのみやし）に 住民登録（じゅうみんとうろく）がある人（ひと）で、り災台帳（さいだいちょう）へ 登録（とうろく）が 終（お）わっている人（ひと）（同一世帯員（どういつせたいいん）などを含（ふく）む。） 【内容（ないよう）】 マイナンバーカードの再交付手数料（さいこうふてすうりょう）の 減免（げんめん）します。</p>	<p>【マイナンバーカードの再交付（さいこうふ）】 ・①～③を 窓口（まどぐち）に 持（も）って来（き）てください。 ①本人確認書類（ほんにんかくにんしょるい）2点（てん）（原本（げんぽん）） ②顔写真（かおじゃしん） （縦（たて）4.5cm, 横（よこ）3.5cm, 6か月以内（げつい）に 撮影（さつえい）した写真（しゃしん））。ただし、正面（しょうめん）・帽子（ぼうし）は かぶらない・背景（はいけい）が ないのもの ※顔写真（かおじゃしん）は、市役所（しやくしょ）市民課（しみんか）で 撮影（さつえい）することが できます。 ③被災証明書（さいしょうめいしょ）（宇都宮市以外（うつのみやしがい）で 被災（ひさい）した場合（ばあい）） ④個人番号（こじんばんごう）カード 交付申請書（こうふしんせいしょ） ⑤個人番号（こじんばんごう）カード 紛失・廃止届（ふんしつ・はいしとどけ） ⑥個人番号（こじんばんごう）カード 暗証番号（あんしょうばんごう）設定依頼書（せっていらいしょ） ⑦個人番号（こじんばんごう）カード 再交付手数料（さいこうふてすうりょう）免除申請書（めんじょしんせいしょ）</p>	<p>市民課（しみんか） (632) 5266 各地区市民（かくちくしみん）センター 各出張所（かくしゅつちょうじょ）</p>
<p>産後（さんご）ケア事業（じぎょう）の自己負担（じこふたん）の免除（めんじょ）</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】 ①～⑤のうち、どれかに 当（あ）てはまる人（ひと） ①住（す）んでいる家（いえ）の 全半壊（ぜんはんかい）、全半焼（ぜんはんしょう）、床上浸水（ゆかうえしんすい） または 同（おな）じょうな 被害（ひがい）にあった人（ひと） ②生計維持者（せいけいいじしゃ）が 死亡（しぼう）または ひどいけがや ひどい病気（びょうき）になった人（ひと） ③生計維持者（せいけいいじしゃ）の いる場所（ばしょ）が 分（わ）からない人（ひと） ④生計維持者（せいけいいじしゃ）の 仕事（しごと）が 廃止（はいし） または 休止（きゅうし）している人（ひと） ⑤生計維持者（せいけいいじしゃ）が仕事（しごと）を 失（うしな）い、現在（げんざい） 収入（しゅうにゅう）がない人（ひと） 【内容（ないよう）】 産後（さんご）ケア事業（じぎょう）の 基準（きじゅん）上限額（じょうげんがく）（宿泊型（しゅくはくがた）30,000円（えん）、通所型（つうしょがた）10,000円（えん）、訪問型（ほうもんがた）7,500円（えん））のうち 2割（わり）の 自己負担（じこふたん）を 免除（めんじょ）します。（ただし、基準（きじゅん）上限額（じょうげんがく）を 超（こ）えた金額（きんがく）は 全部（ぜんぶ） 支払（しはら）います。）</p>	<p>・利用者負担額減額（りようしゃふたんがくげんがく）・免除等申請書（めんじょとうしんせいしょ）</p>	<p>子ども支援課（しえんか） (632) 2388</p>

<p>障(しょう)がい福祉(ふくし)サービスなどの利用者負担額(りようしゃふたんがく)の免除(めんじょ)</p>	<p>減免・猶予(げんめん・ゆうよ)</p>	<p>【対象(たいしょう)】 ①～⑤のうち、どれかに当(あ)てはまる人(ひと) ①住(す)んでいる家(いえ)の全半壊(ぜんはんかい)、全半焼(ぜんはんしょう)、床上浸水(ゆかうえしんすい) または 同(おな)じょうな被害(ひがい)にあった人(ひと) ②生計維持者(せいけいいじしゃ)が死亡(しぼう) または ひどいけがや ひどい病気(びょうき)になった人(ひと) ③生計維持者(せいけいいじしゃ)のいる場所(ばしょ)が分(わ)からない人(ひと) ④生計維持者(せいけいいじしゃ)の仕事(しごと)が廃止(はいし) または 休止(きゅうし)している人(ひと) ⑤生計維持者(せいけいいじしゃ)が仕事(しごと)を失(うしな)い、現在(げんざい) 収入(しゅうにゅう)がない人(ひと) 【内容(ないよう)】 ・障(しょう)がい福祉(ふくし)サービスなどを使(つか)う人(ひと)のお金(かね)の支払(しはら)いを免除(めんじょ)します。 ・対象(たいしょう)になるサービスなど 障(しょう)がい福祉(ふくし)サービス 地域生活支援事業(ちいきせいかつしえんじぎょう)(移動支援事業(いどうしえんじぎょう)、日中(にちちゅう)一時支援事業(いちじしえんじぎょう)、訪問入浴(ほうもんにゅうよく)サービス、地域活動(ちいきかつどう)センター事業(じぎょう)) 補装具(ほそうぐ)、日常生活用具給付(にちじょうせいかつようぐきゅうふ) ※施設(しせつ)に入所(にゅうしょ)している時(とき)の食費(しょくひ)・居住費(きょじゅうひ)などは自分(じぶん)で払(は)う必要(ひつよう)があります。</p>	<p>・利用者負担額減額・免除等申請書(りようしゃふたんがくげんがく・めんじょとうしんせいしよ)</p>	<p>【障(しょう)がい福祉(ふくし)サービス、地域生活支援事業(ちいきせいかつしえんじぎょう)(移動支援事業(いどうしえんじぎょう)、日中(にちちゅう)一時支援事業(いちじしえんじぎょう)、訪問入浴(ほうもんにゅうよく)サービス、地域活動(ちいきかつどう)センター事業(じぎょう))】 障(しょう)がい福祉課(ふくしか)(632) 2339・2869  【補装具(ほそうぐ)、日常生活用具給付(にちじょうせいかつようぐきゅうふ)】 障(しょう)がい福祉課(ふくしか)(632) 2363</p>
<p>小児慢性(しょうにまんせい)特定疾病(とくていしつぺいじどう)児童(とくていしつぺいじどう)の日常生活用具(にちじょうせいかつようぐ)に必要(ひつよう)なお金(かね)(自分(じぶん)で払(は)らう分(ぶん)の免除(めんじょ)</p>	<p>減免・猶予(げんめん・ゆうよ)</p>	<p>【対象(たいしょう)】 ①～⑤のうち、どれかに当(あ)てはまる人(ひと) ①住(す)んでいる家(いえ)の全半壊(ぜんはんかい)、全半焼(ぜんはんしょう)、床上浸水(ゆかうえしんすい) または 同(おな)じょうな被害(ひがい)にあった人(ひと) ②生計維持者(せいけいいじしゃ)が死亡(しぼう) または ひどいけがや ひどい病気(びょうき)になった人(ひと) ③生計維持者(せいけいいじしゃ)のいる場所(ばしょ)が分(わ)からない人(ひと) ④生計維持者(せいけいいじしゃ)の仕事(しごと)が廃止(はいし) または 休止(きゅうし)している人(ひと) ⑤生計維持者(せいけいいじしゃ)が仕事(しごと)を失(うしな)い、現在(げんざい) 収入(しゅうにゅう)がない人(ひと) 【内容(ないよう)】 小児慢性特定疾病(しょうにまんせいとくていしつぺいじどう)児童(とくていしつぺいじどう)の日常生活用具(にちじょうせいかつようぐ)に必要(ひつよう)なお金(かね)(自分(じぶん)で払(は)らう分(ぶん)の免除(めんじょ)します。 ※ただし、基準額(きじゅんがく)を超(こ)えた分(ぶん)については全部(ぜんぶ)自分(じぶん)で払(は)らいます。</p>	<p>・利用者負担額減額・免除等申請書(りようしゃふたんがくげんがく・めんじょとうしんせいしよ)</p>	<p>子(こ)ども支援課(しえんか)(632) 2296</p>

4 農業(のつぎよつ)・商業関係(しょうぎよつかんけい)

制度(せいど)の種類(しゅるい)	支援(しえん)の種類(しゅるい)	対象(たいしょう)・内容(ないよう)	用意(ようい)する書類(しゅるい)	問(と)い合(あ)わせするところ
<p>緊急災害対策(きんきゆうさいがいたいさく)特別資金(とくべつしきん)</p>	<p>貸付(かしたつけ)</p>	<p>【対象(たいしょう)】 宇都宮市内(うつのみやしんない)に事業所(じぎょうしょ)がある中小企業者(ちゅうしょうきぎょうしゃ)で、融資(ゆうし)申込(もうしこ)みの日(ひ)の1年前(ねんまえ)の日(ひ)から、申込(もうしこ)みの日(ひ)までに、地震(じしん)、激(はげ)しい雨(あめ)、その他(た)の異常(いじょう)な自然現象(しぜんげんしょう)で起(お)きる災害(さいがい)の被害(ひがい)があり、宇都宮市(うつのみやし)のり災証明書(さいしやうめいしよ)などを交付(こうふ)された人(ひと) 【内容(ないよう)】 自然災害(しぜんさいがい)で被害(ひがい)があった宇都宮市内(うつのみやしんない)の中小企業者(ちゅうしょうきぎょう)の、再建(さいけん)に必要(ひつよう)な運転資金(うんてんしきん)・設備資金(せつびしきん)を融資(ゆうし)するもの</p>	<p>・申込書(もうしこみしよ) ・市税完納証明書(しぜいかんのうしやうめいしよ) ・最近期(さいきんき)の決算書(けっさんしよ)の写(うつ)し ・市(し)が発行(はっこう)するり災(さい)(被災(ひさい))証明書(しやうめいしよ)、その他(た)の被害(ひがい)を証明(しょうめい)する書類(しゅるい)、写真(しやしん) 【以下(いか)、設備資金(せつびしきん)の申込(もうしこ)みだけに必要(ひつよう)な書類(しゅるい)】 ・見積書(みつもりしよ)、カタログまたは平面図(へいめんず)の写(うつ)し ・施設(しせつ)などの新築(しんちく)または増改築工事(ぞうかいちくこうじ)を発注(はっちゅう)する場合(ばあい)は、建築確認済証(けんちくかくにんずみしよ)の写(うつ)し</p>	<p>商工振興課(しょうこうしんこうか)(632) 2433・2434</p>

<p>農業災害補助金（のうぎょうさいがいほじょきん）</p>	<p>助成・補助（じよせい・ほじょ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】 農作物（のうさくぶつ）と 農用施設（のうようしせつ）などの 被害（ひがい）で 減（へ）った収穫量（しゅうかくりょう）が 平年収穫（へいねんしゅうかく）の 30/100以上（いじょう） または、損失額（そんがいがく）が 被害（ひがい）を 受（う）けた 価格（かかく）の 30/100以上（いじょう） 損害（そんがい）を 受（う）けた 農業者（のうぎょうしゃ）など</p> <p>【内容（ないよう）】 病虫害防除用農薬購入費（びょうがいちゅうぼうじょようのうやくこうにゅうひ）、樹草勢回復用肥料購入費（じゅそうせいかいふくようひりょうこうにゅうひ）、被害農作物（ひがいのうさくぶつ）取（と）り片（かた）づけ作業費（さぎょうひ）などの 補助（ほじょ）や 経営資金融資（けいえいしきんゆうし）への 利子補給（りしほきゅう）</p> <p>※栃木県（とちぎけん）農漁業災害対策（のうぎょぎょうさいがいたいさく）特別措置条例（とくべつそちじょうれい）が 適用（てきよう）された場合（ばあい）</p>	<p>・申込書（もうしこみしょ）</p> <p>※内容（ないよう）で 追加書類（ついかしよるい）が 必要（ひつよう）な 場合（ばあい）が あります。</p>	<p>【補助（ほじょ）について】 農林生産流通課（のうりんせいさんりゅうつうか） (632) 2457</p> <p>【利子補給（りしほきゅう）について】 農業企画課（のうぎょうきかくか） (632) 2473</p>
<p>土地改良事業等補助金（とちかいりょうじぎょうとうほじょきん） （災害復旧事業（さいがいふっきゅうじぎょう））</p>	<p>助成・補助（じよせい・ほじょ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】 地震（じしん）、大雨（おおあめ）などで 被災（ひさい）した、農地（のうち）や 農用施設（のうぎょうようしせつ）の 復旧工事（ふっきゅうこうじ）</p> <p>【内容（ないよう）】 復旧工事（ふっきゅうこうじ）に 必要（ひつよう）だった 費用（ひよう）の 1/2を 補助（ほじょ）します。</p> <p>※災害規模（さいがいきぼ）で、内容（ないよう）が 変（か）わる 場合（ばあい）が あります。</p>	<p>・申請書（もうしこみしょ） ・位置図（いちず） ・工事見積書（こうじみつもりしょ） ・被災状況（ひがいじょうきょう）が 確認（かくにん）できる 写真（しゃしん）</p>	<p>農業企画課（のうぎょうきかくか） (632) 2474</p>